

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法 律〕

○防衛庁設置法等の一部を改正する法律(八八)

○総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律(八九)

○母体保護法の一部を改正する法律(九〇)

○文字・活字文化振興法(九一)

〔政 令〕

○経済産業省組織令の一部を改正する政令(二五八)

○通関業法施行令の一部を改正する政令(二五九)

○特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(二六〇)

○農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(二六一)

○農業経営基盤強化促進法施行令及び農地法施行令の一部を改正する政令(二六二)

四

三

三

七

五

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令(二六三)

○予防接種法施行令の一部を改正する政令(二六四)

○診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令(二六五)

○自衛隊法施行令の一部を改正する政令(二六六)

○防衛庁の職員給与等に関する法律施行令等の一部を改正する政令(二六七)

○有限責任事業組合契約に関する法律の施行期日を定める政令(二六八)

○有限責任事業組合契約に関する法律施行令(二六九)

〔条 約〕

○社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(一〇〇)

〔府 令〕

○防衛庁職員給与施行規則の一部を改正する内閣府令(内閣府八七)

○防衛庁の職員の俸給の切替え及び切替えに伴う措置に関する内閣府令(同八八)

○企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(同八九)

〔省 令〕

○予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令(厚生労働一二七)

○診療放射線技師法施行規則の一部を改正する省令(同一二八)

○有限責任事業組合契約に関する法律施行規則(経済産業七四)

四

三

三

三

三

元

六

五

〔告 示〕

○社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生に関する件(外務七一五)
○厚生年金保険の第四種被保険者の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額を定める等の件の一部を改正する件(社会保険庁三一)

元

本号で公布された法令のあらまし

◇防衛庁設置法等の一部を改正する法律(法律第八八号)(防衛庁)

一 防衛庁設置法の一部改正関係

1 自衛官の定数を改めることとした。(第八八条関係)

2 統合幕僚監部、統合幕僚長等を新設し、その所掌事務及び職務等を定めることとした。(第一六条、第二一条、第二三条及び第二六条、第二八条関係)

3 陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部の所掌事務を改めるとともに、幕僚監部の所掌事務の特例を定めることとした。(第二四条及び第二五条関係)

4 情報本部を本庁に置く特別の機関とするとともに、その所掌事務を改めることとした。(第二九条関係)

二 自衛隊法の一部改正関係

1 統合幕僚監部の新設及び情報本部の改編に伴い所要の規定の整備を行うこととした。(第二二条、第五二条、第二二条、第九六条及び第一〇〇条の二関係)

2 統合幕僚長の職務等を定めることとした。(第八九条、第九九条の二関係)

3 即応予備自衛官の員数を改めることとした。(第七五条の二関係)

4 弾道ミサイル等に対する破壊措置
H 長官は、弾道ミサイル等(弾道ミサイルその他その落下により人命又は財産に対する重大な被害が生じると認められる物体であつて航空機以外のものをいう。以下同じ。)が我が国に飛来するおそれがあり、その落下による我が国領域における人命又は財産に対する被害を防止するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に対し、我が国に向けて現に飛来する弾道ミサイル等を我が国領域又は公海(海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。)の上空において破壊する措置をとるべき旨を命ずることができることとした。(第八二条の二第一項関係)

第十九条の四	第十八条第一項第五号から第七号まで	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（平成十七年法律第六十七号）以下「改正法」という。附則第十三条第三項の規定により読み替えて適用される改正法及び品質表示の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「新法」という。）第十八条第一項第九号
第十九条の五第四項	第十九条の三の二	第十九条の三の二若しくは改正法附則第十三条第一項
第十九条の六第一項第一号	第十八条第一項若しくは第三項	改正法附則第十三条第三項の規定により読み替えて適用される新法第十八条第一項、新法第十八条第二項

（独立行政法人農林水産消費技術センター等の行う格付に係る手数料の額の認可に関する経過措置）

第三条 改正法附則第四条第一項又は第五条第一項の規定によりいずれもなおその効力を有するものとされた旧法第十四条第三項及び改正法附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第十九条の五第一項において準用する旧法第十四条第三項の規定による手数料の額の認可については、この政令による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（以下「旧令」という。）第三条（旧令第十六条において準用する場合を含む。）の規定は、なおその効力を有する。

（認定外国製造業者等の工場等における検査に要する費用の負担に関する経過措置）

第四条 改正法附則第十二条第一項若しくは第二項又は第十三条第一項の規定によりいずれもなおその効力を有するものとされた旧法第十九条の六第一項第七号の検査に要する費用については、旧令第二十条の規定は、なおその効力を有する。

2 改正法附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第十九条の六の三第二項第四号及び改正法附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第十九条の六の四第二項において準用する旧法第十九条の六の三第二項第四号の検査に要する費用については、旧令第二十四条（旧令第二十八条において準用する場合を含む。）の規定は、なおその効力を有する。

（都道府県が処理する事務に関する経過措置）

第五条 改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第二十三条第一項の規定により都道府県知事が行うこととすることができる農林水産大臣の権限に属する事務については、旧令第三十条第一項、第二項、第五項及び第六項の規定は、なおその効力を有する。

（農林物資規格調査会令の一部改正）

第六条 農林物資規格調査会令（平成十二年政令第二百九十号）の一部を次のように改正する。

第五条第六項中「第九条の二」を「第十条」に改める。

農林水産大臣臨時代理
 国務大臣 村上誠一郎
 内閣総理大臣 小泉純一郎

予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十七年七月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二百六十四号

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の二の表麻しんの項及び風しんの項を次のように改める。

<p>麻しん</p> <p>一 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者</p> <p>二 五歳以上七歳未満の者であつて、小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの</p>	<p>風しん</p> <p>一 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者</p> <p>二 五歳以上七歳未満の者であつて、小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの</p>
---	---

第一条の二の表日本脳炎の項定期の予防接種の対象者の欄第三号を削る。

附則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第一条の二の表日本脳炎の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令による改正後の予防接種法施行令第一条の二の表麻しんの項及び風しんの項の規定は、この政令の施行の日前に予防接種法第三条第一項の規定により行われた麻しん又は風しんに係る予防接種を受けた者及び当該予防接

種に相当する予防接種であつて市町村長以外の者により行われたものを受けた者については、適用しない。

厚生労働大臣 尾辻 秀久
 内閣総理大臣 小泉純一郎

診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十七年七月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二百六十五号

診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令

内閣は、診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二条第一項第五号及び第三十条の規定に基づき、この政令を制定する。

診療放射線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の三を第一条の四とし、第一条の二を第一条の三とし、第一条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（電磁波又は粒子線）

第一条 診療放射線技師法（以下「法」という。）第二条第一項第五号の政令で定める電磁波又は粒子線は、次のとおりとする。

- 一 陽子線及び重イオン線
- 二 中性子線

第七条中「診療放射線技師法（以下「法」という。）」を「法」に改める。

第十八条中「第一条、第一条の三第二項」を「第一条の二、第一条の四第二項」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 尾辻 秀久
 内閣総理大臣 小泉純一郎

(証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正)
第二条 証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項第七号中「同項第三号」の下に「から第五号まで」を加え、「令第一条の三の二第二項に掲げる権利及び法第二条第二項第四号に掲げる権利を削り、「第七条第三項第十号」を「第十三号並びに第七条第三項第十号」に改める。

第六条第一項第十二号中「組合契約出資持分」の下に「(令第三条の四第四号に掲げる権利に限る。)」を加え、同号の次に次の一号を加える。
十三 組合契約出資持分(令第三条の四第四号に掲げる権利を除く。)

第八条第三項第五号中「第二条第一項第四号」を「第二条第二項第五号」に、「無限責任組合員に類する者」を「重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する者(無限責任組合員に類する者)」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。
五 法第二条第二項第四号に掲げる権利。重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員

第八条第四項第二号中「及び第四号」を「から第五号まで」に改める。

省 令

○厚生労働省令第二百二十七号

予防接種法施行令の一部を改正する政令(平成十七年政令第二百六十四号)の施行に伴い、及び予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十条の規定に基づき、予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年七月二十九日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

予防疫種法施行規則の一部改正

第一条 予防疫種法施行規則(昭和二十三年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第三号中「麻しん」の下に「及び風しん」を加え、同項第四号を削り、同項第五号中「様式第五」を「様式第四」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「様式第六」を「様式第五」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「様式第七」を「様式第六」とし、同号を同項第六号とする。

(特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)
第三条 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第五号の二口中「同項第四号に掲げる権利」を「同項第五号に掲げる権利(同号に掲げる権利については、外国の法令に基づく契約であつて、法第二条第二項第四号に規定する有限責任事業組合契約に類するものに基づく権利を除く。)」に改める。

第四条 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則(昭和六十一年大蔵省令第五十四号)の一部を次のように改正する。
第二十七条第二項第四号中「同項第三号」の下に「及び第四号」を加える。

第五条 資産の流動化に関する法律施行規則(平成十二年総理府令第二百二十八号)の一部を次のように改正する。
第三十八号第四号中「第四号」を「第五号」に改め、同条第六号及び第七号中「各号に掲げるもの」を「に規定するもの」に改める。

附則
この府令は、平成十七年八月一日から施行する。

様式第三を次のように改める。
第 三 号 (第 四 号 別 表)

Table with columns for Name (氏名), Address (住所), Date (年月日), and Birth Date (生年月日). Includes a section for '予防疫種法施行規則(第 三 号)' and a signature line for '市町村長氏名'.

様式第四を削り、様式第五を様式第四とし、様式第六を様式第五とし、様式第七を様式第六とする。

予防疫種実施規則の一部改正

第二条 予防疫種実施規則(昭和三十三年厚生省令第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 麻しんの予防疫種(第十三条)」を「第四章 麻しん及び風しんの予防疫種(第十三条、第十四条)」に、「第六章」を「第五章」に、「第十七条」を「第十六条」に、「第七章」を「第六章」に、「第十八条」を「第十七条」に改める。

第九条第一項から第三項までを削り、同条第四項中「破傷風について同時に進行」を「破傷風の」に改め、同項を同条とする。

第十条第一項から第三項までを削り、同条第四項中「破傷風について同時に進行」を「破傷風の」に改め、同項を同条とする。

第十一条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「破傷風について同時に進行」を「破傷風の」に改め、「ジフテリア破傷風混合トキソイド又は」を削り、同項を同条とする。

第五章を削り、第四章を次のように改める。
第四章 麻しん及び風しんの予防疫種

(第一期予防疫種)

第十三条 麻しん及び風しんの第一期の予防疫種は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

(第二期予防接種)
 第十四条 麻疹及び風しんの第二期の予防接種は、乾燥弱毒生麻疹風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。
 第十七条を削り、第六章を第五章とする。
 第七章中第十八条を第十七条とし、同章を第六章とする。

附則

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定（予防接種実施規則第九条から第十一条までの改正規定並びに同令第十七条を削る部分及び同令第七章中第十八条を第十七条とする部分に限る。）は、公布の日から施行する。

〇厚生労働省令第百二十八号

診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令（平成十七年政令第二百六十五号）の施行に伴い、診療放射線技師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年七月二十九日

厚生労働大臣 尾辻・秀久

診療放射線技師法施行規則の一部を改正する省令

診療放射線技師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十三号）の一部を次のように改正する。
 第一条の三中「第一条」を「第一条の二」に改める。
 第二条中「第一条の二第五号」を「第一条の三第五号」に改める。
 第三条第一項中「第一条の三第二項」を「第一条の四第二項」に改める。

附則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

〇経済産業省令第七十四号

有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）の規定に基づき、有限責任事業組合契約に関する法律施行規則を次のように制定する。

平成十七年七月二十九日

経済産業大臣臨時代理 国土大臣 中山 成彬

有限責任事業組合契約に関する法律施行規則

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 電磁的記録等（第二条―第四条）
- 第三章 業務執行の決定方法（第五条）
- 第四章 会計帳簿の記載方法等（第六条―第十三条）
- 第五章 貸借対照表等の記載方法等
 - 第一節 総則（第十四条―第十九条）
 - 第二節 貸借対照表（第二十条―第二十七条）
 - 第三節 損益計算書（第二十八条―第三十四条）
 - 第四節 附属明細書（第三十五条）
- 第六章 組合財産の分配等（第三十六条―第三十九条）
- 第七章 総則

(用語)

第一条 この省令において使用する用語は、有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第二章 電磁的記録等

(電磁的記録)

第二条 法第四条第二項に規定する経済産業省令で定める電磁的記録は、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

(署名又は記名押印に代わる措置)

第三条 法第四条第二項に規定する経済産業省令で定める措置は、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。）とする。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第四条 法第三十一条第六項第二号に規定する経済産業省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

第三章 業務執行の決定方法

(総組合員の同意を要しない重要な財産の処分及び譲受け並びに多額の借財)

第五条 法第十二条第二項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
 一 その価額が組合の純資産額（純資産額が二十億円を上回る場合には、二十億円。次号において同じ。）を下回る財産の処分及び譲受け（当該処分又は譲受けによる組合の財産上の損害の額が組合の純資産額から組合員による出資の総額（当該処分又は譲受けの日までに法第三十四条第二項の規定による組合財産の分配があつたときは、組合員による出資の総額から同条第三項の規定により組合契約書に記載された額の合計額を控除して得た額）を控除して得た額を上回るものを除く。）
 二 その価額が組合の純資産額を下回る借財（当該借財により組合の借入金の額が組合の純資産額以上となるものを除く。）

第四章 会計帳簿の記載方法等

(会計帳簿の記載方法)

第六条 法第二十九条第一項の規定により作成する組合の会計帳簿の記載方法は、この章の定めるところによる。

(財産の評価)

第七条 組合の会計帳簿に記載すべき財産に付すべき価額については、商法施行規則（平成十四年法律省令第二十二号）に定めるところによる。

(金銭以外の財産による出資の評価)

第八条 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、出資の価額として、当該財産の市場価格（市場価格がない場合には、一般に合理的と認められる評価慣行により算定された価額。次条第一項において同じ。）を付さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市場価格がない場合であつて、一般に合理的と認められる評価慣行が確立されていない財産については、出資の価額として、当該財産を出資する者の当該出資の直前における当該財産の適正な帳簿価額又は会計帳簿上当該財産が存在することを示す備忘価格を付すものとする。

(金銭以外の組合財産を分配する場合の分配金の価額)

第九条 金銭以外の組合財産を分配するときは、分配金の価額として、当該組合財産の市場価格を付さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市場価格がない場合であつて、一般に合理的と認められる評価慣行が確立されていない組合財産については、分配金の価額として、当該分配の直前における当該組合財産の適正な帳簿価額を付すものとする。